

延滞金額の計算方法

(令和8年1月1日～令和8年12月31日)

- ◆納期限の翌日から納付日までの期間(日数)に応じ、その未納の本税の額に延滞金の割合を乗じて計算します。
- ◆延滞金は期別ごとに計算します。
- ◆本税額1,000円未満の端数は切り捨て、1,000円単位で延滞金計算を行います。
- ◆計算した延滞金額が1,000円未満の場合は全額切捨てとなります。
- ◆納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間の延滞金利率と、それ以降から納付日までの期間の延滞金利率は異なります。
- ◆延滞金の割合は適用期間ごとに変わります(適用期間=1月1日～12月31日)

[本税の金額(各納期ごと)が2,000円未満の場合]

- ・本税の額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりませんので計算は不要です。

[本税の金額(各納期ごと)が2,000円以上の場合]

・納期限から1ヶ月を経過する日までの期間

$$\text{①} = \text{未納の本税の額(千円未満切捨)} \times \text{延滞金の割合} \times \text{期間(日数)} / 365\text{日} \quad (\text{1円未満の端数切捨}) \quad \text{延滞金の割合} = 2.8\% \text{ (令和8年～)}$$

・納期限から1ヶ月を経過した日の翌日以後から本税が完納する日まで

$$\text{②} = \text{未納の本税の額(千円未満切捨)} \times \text{延滞金の割合} \times \text{期間(日数)} / 365\text{日} \quad (\text{1円未満の端数切捨}) \quad \text{延滞金の割合} = 9.1\% \text{ (令和8年～)}$$

$$\text{・①+②=延滞金額(100円未満の端数切捨)} \quad \text{※①+②の合計が1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。}$$

※1円未満の端数切捨は、特例基準割合及び延滞金特例基準割合の適用期間の場合は、なお特例基準割合及び延滞金特例基準割合の適用ない期間は1円未満の端数保有で計算します。

納期限後1ヶ月以内

$$\begin{array}{c} \text{未納の} \\ \text{本税の額} \\ (1,000円未満の端数切捨) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{延滞金の割合} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{期間(日数)} \\ (\text{納期限から1ヶ月を経過} \\ \text{する日までの期間}) \end{array} = \text{金額①(1円未満の端数切捨)}$$

365日

納期限後1ヶ月以降

$$\begin{array}{c} \text{未納の} \\ \text{本税の額} \\ (1,000円未満の端数切捨) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{延滞金の割合} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{期間(日数)} \\ (\text{納期限から1ヶ月を経過} \\ \text{する日の翌日以後}) \end{array} = \text{金額②(1円未満の端数切捨)}$$

365日

$$\text{金額①} + \text{金額②} = \text{延滞金額(100円未満の端数切捨)}$$